資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成三十年八月一日であり、株主総会の決議は平成三十年五月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成三十年五月三十一日

神奈川県小田原市荻窪四一〇番地

有限会社山崎

代表取締役　山崎登代子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成三十年五月三十一日

大阪市西区土佐堀一丁目一番二三号

有限会社カインド・スキーム

取締役　野口　政則

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百九十万円、資本準備金の額を八百九十万円減少し、それぞれ百万円、百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成三十年七月二日であり、株主総会の決議は平成三十年五月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.wsj.fusion-r.com/

平成三十年五月三十一日

東京都港区赤坂七丁目二番六―五〇四号

ウーマンサポートジャパン株式会社

代表取締役　難波百合子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四億九千二百九十六万六百三十二円、資本準備金の額を金四億九千二百九十六万六百三十二円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表は、平成三十年五月二十二日官報（号外第一〇八号）五十二頁に公告しています。

平成三十年五月三十一日

東京都新宿区四谷本塩町四番一二号

株式会社ロング・ターム・エコ

代表取締役　河合　麻子

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年六月十五日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年五月三十一日

北海道函館市浅野町五番三号

原工業株式会社

代表取締役　伊藤　武

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年六月二十日を基準日と定め、同日午前〇時現在の株主名簿上の株主をもって、普通株式一株に対し甲種類株式一株を与える無償割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年五月三十一日

東京都港区赤坂三丁目一〇番二号

秀和海運株式会社

代表取締役　橋口　一之

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年六月十五日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成三十年六月二十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年五月三十一日

大阪市西区江戸堀一丁目二番一四号

株式会社かんぽう

代表取締役　松原　正

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月三十一日

北海道恵庭市北柏木町三丁目三九番

合同容器株式会社

代表取締役　日野　隆

平成三十年五月三十一日

東京都新宿区四谷本塩町四番一二号

株式会社ロング・ターム・エコ

代表取締役　河合　麻子

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年六月十五日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年五月三十一日

北海道函館市浅野町五番三号

原工業株式会社

代表取締役　伊藤　武

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年六月二十日を基準日と定め、同日午前〇時現在の株主名簿上の株主をもって、普通株式一株に対し甲種類株式一株を与える無償割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年五月三十一日

東京都港区赤坂三丁目一〇番二号

秀和海運株式会社

代表取締役　橋口　一之

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月三十一日

北海道函館市浅野町五番三号

原工業株式会社

代表取締役　伊藤　武

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月三十一日

東京都港区赤坂三丁目一〇番二号

秀和海運株式会社

代表取締役　橋口　一之

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月三十一日

京都市右京区西院高田町三番地

京安工業株式会社

代表取締役　三宅　亮一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるアンドレ・リカルド・マエバシが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年五月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二〇階

CAIXA ECONOMICA FEDERAL

日本における代表者

アンドレ・リカルド・マエバシ

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である白倉正継が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成三十年五月三十一日

東京都新宿区西新宿二丁目四番一号新宿Nビル二八階　ロッテキャピタル株式会社

日本における代表者　白倉　正継

限定承認公告

本籍山梨県大月市七保町下和田三五四番地一、最後の住所埼玉県白岡市千駄野一一六一番地一　被相続人　亡　佐藤　眞一

右被相続人は平成二十九年十一月八日死亡し、その相続人は平成三十年五月二十一日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十一日

埼玉県鶴ヶ島市富士見一丁目九番一七

相続財産管理人　佐藤　雅和

任意清算公告

当社は、平成二十九年十二月二十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年五月三十一日

奈良県生駒郡平群町春日丘一丁目五番一九号

合資会社ケーヴェックス

代表社員　中尾　明

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成三十年六月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成三十年五月三十一日

東京都港区西麻布三丁目一番二五号

株式会社タイム・アロー

代表取締役　宇佐美　基

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月三十一日付第一一六号
●三月二十九日付衆会第一

一二八ページ●同日付政府調達第一〇〇号三二ページ
三号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）